

# 川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、川崎市自主防災組織育成指導要綱（昭和58年4月15日施行）第3条に基づき認定された自主防災組織（以下「自主防災組織」という。）の育成と、防災体制の充実を図るため、自主防災組織が防災活動を行ううえに必要な防災資器材の購入に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

## (補助対象)

第2条 前条に規定する補助金（以下「補助金」という。）の交付対象は、自主防災組織とする。

2 前項の規定にかかわらず、自主防災組織の代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する場合は、補助金を交付しないものとする。

## (防災資器材)

第3条 補助金の交付対象となる防災資器材は、自主防災組織が防災活動の用に供するもので、別表に掲げるものとする。なお、別表に掲げている防災資器材であっても消防法等関係法令により設置が義務付けられているものについては交付対象としない。

## (補助金の額)

第4条 補助金の額は、毎会計年度中に自主防災組織が防災資器材の購入に要する費用の2分の1以下の額とする。

ただし、次の各号により算出した金額の合算額を限度とし、100円未満の端数は切り捨てる。

- (1) 組織割（1自主防災組織につき） 300,000円
- (2) 世帯割（1世帯につき） 600円

2 次条第2項の規定による連名申請を行う場合における前項ただし書きの取扱いについては、連名申請を行う自主防災組織の数にかかわらず、同項第1号に掲げる額に、当該連名申請を行う各自主防災組織ごとに同項第2号により算出した額を加えた額を限度とし、100円未満の端数は切り捨てる。

## (補助金の交付申請)

第5条 防災資器材の購入を計画し、補助金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者は、予め、防災資器材購入補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に必要な事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 近隣の複数の自主防災組織が共同で使用する防災資器材について、連名で購入を計画し、補助金の交付を受けようとする場合は、連名で申請すること（以下「連名申請」という。）ができる。この場合、連名申請を行おうとする自主防災組織は、予め、当該申請の代表となる自主防災組織（以下「代表自主防災組織」という。）を定めるとともに、防災資器材購入補助金連名申請申出書（第2号様式。以下「申出書」という。）に必要な事項を記載し、代表自主防災組織の代表者は、申請書と併せて申出書を市長に提出しなければならない。

## (補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、防災資器材購入補助金交付決定通知書（第3号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、申請書を提出した自主防災組織（連名申請の場合においては、代表自主防災組織以外の自主防災組織を含む。）の代表者（以下

「申請者」という。)に通知するものとする。

3 市長は、申請書の補助申請金額と交付する補助金の額が異なる場合は、交付決定通知書にその理由を付して、申請者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定により補助金の交付を行わないことと決定したときは、防災資器材購入補助金不交付決定通知書(第4号様式)にその理由を付して、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条第2項の規定による通知を受けた申請者(連名申請の場合にあつては、代表自主防災組織の代表者)は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 連名申請の場合に、前項の取下げを行うときは、代表自主防災組織以外の自主防災組織の同意を得るものとする。

3 前2項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第2項の規定による通知があつた日から起算して14日以内に、防災資器材購入補助金交付申請取下届出書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(変更申請)

第8条 申請者(連名申請の場合にあつては、代表自主防災組織の代表者)は、第6条第2項の規定による通知を受けた後、購入を予定する防災資器材の品目、数量又は金額に変更を生じたときは、防災資器材購入補助金交付変更申請書(第6号様式。以下「変更申請書」という。)に必要事項を記載し、市長に提出しなければならない。ただし、防災資器材の購入数量が減少した、又は値引き等で価格が減少したことにより、購入総額が減少した場合は、この限りではない。

2 連名申請の場合に、前項の変更が生じたときは、代表自主防災組織以外の自主防災組織の同意を得るものとする。

3 市長は、前項の規定による変更申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、この要綱の規定に適合していると認めるときは、交付決定通知書により、変更後の補助金の額を申請者に通知するものとする。

(購入報告)

第9条 申請者は、防災資器材の購入を完了したときは、速やかに防災資器材購入報告書(第7号様式。以下「購入報告書」という。)に必要事項を記載し、領収書(写)等を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金交付額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による購入報告書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、防災資器材購入補助金交付額確定通知書(第8号様式。以下「交付額確定通知書」という。)により、購入報告書を提出した申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査に当たり、必要があるときは、自主防災組織が購入した防災資器材の検査を実施する。

(補助金の交付及び請求)

第11条 補助金は、前条第1項の規定による補助金交付額の確定後、原則として申請者の指定する金融機関の預金口座に振り込むものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、補助金の交付決定後に概算払いをすることができる。この場合において、申請者は、申請書に理由書を添付して提出しなければならない。

2 申請者は、前項の規定により補助金を受けようとするときは、防災資器材購入補助金(概算)交付請求書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

(返戻)

第12条 前条第1項ただし書の規定により概算払いによる補助金の交付を受けた申請者は、防災資器材購入報告書による購入額が、補助金交付決定時の購入予定額を下回った場合には、購入額に対する第4条の規定による補助金相当額と既に交付した補助金額との差額を返戻しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた申請者が、この要綱の規定に違反して虚偽その他不正の手段で補助金の交付を受けたとき、又は第2条第2項に規定する場合は、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(確認)

第14条 市長は、必要に応じ、自主防災組織の代表者が暴力団員に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報や神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、防災資器材購入補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に補助金の交付を受けている自主防災組織に対しては、第4条の規定により算出した補助金の額から、既に交付した金額を差引いた額の範囲で補助金の交付を行うことができる。

附 則

この要綱は、昭和58年4月26日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年9月21日から施行する。

2 この要綱による改正後の川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月25日2川総危第1339号）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

## 別表(第3条関係)

## 防災資器材購入品目一覧表

分類	対象資器材	備考
1 消火用具類	①消火器	・詰め替えを除く。
	②消火器用格納箱	
	③水バケツ	
	④消火ホース (消防用ホース)	・水道用ホース等日用品の部類は除く。
	⑤消火ホース用ノズル	
	⑥屋外消火栓用器具	・消火栓開閉用器具 ・スタンドパイプ等のジョイント(媒介)器具類
	⑦消火ホースキット	・消火ホース、消火ホース用ノズル、屋外消火栓用器具がセットになったもの。
	⑧その他	・その他災害時の消火に用いる用具
2 救出救助器具類	①のこぎり	・救助器具セット等を含む。
	②バール	
	③かけや	
	④つるはし	
	⑤スコップ	
	⑥手斧・なた	
	⑦ジャッキ	
	⑧カラビナ	
	⑨ロープ	
	⑩ウインチ	
	⑪ハンマー	
	⑫番線カッター	
	⑬はしご	
	⑭その他	・その他災害時の救出救助に用いる用具
3 救護用具	①救急箱	・医薬品(中身)のみの購入は除く。
	②担架	
	③車椅子	
	④AED	・据付用格納箱等を含む。
	⑤その他	・その他災害時の救護に用いる用具
4 防災被服類	①ヘルメット	
	②防災用被服	
	③腕章	
5 通信器具類	①トランシーバー	・免許を要する場合、免許申請等にかかる費用は除く。
	②携帯ラジオ	
	③メガホン類	
	④その他	・その他災害時の通信に用いる器具
6 防災倉庫類	①防災倉庫	・工事費用を除く。 ・整理棚は倉庫購入時のみ可能 ・多人数が使用するものに限る。 ・個別使用・配布するものは除く。
	②防災用品保管庫	
7 炊事器具類	①鍋・釜類	・多人数が使用するものに限る。 ・個別使用・配布するものは除く。
	②炊飯器具セット	
	③水タンク	
	④カセットコンロ	
8 その他	①テント	・多人数が使用するものに限る。 ・個別使用・配布するものは除く。
	②仮設トイレ	
	③防水シート	
	④懐中電灯	
	⑤リヤカー	
	⑥避難誘導棒	
	⑦毛布	
	⑧エレベータ用防災セット	・消耗品(中身)のみの購入は除く。 ・エレベータに設置するものに限る。
	⑨ボート	・荷物搬送用として使用するものに限る。 ・船外機の購入は除く。
	⑩カラーコーン	・重り等付属品も含む。
9 維持管理体制の	①発動発電機	

必要な資器材	②蓄電池	・個別使用・配布する物は除く
	③投光機	
	④コードリール	
	⑤チェーンソー	
	⑥エンジンカッター	
	⑦ろ水機・浄水機	
	⑧可搬型消火ポンプ	
	⑨排水ポンプ	
	⑩ガソリン携行缶	

- ※ 上表に掲げる資器材の維持管理に要する消耗品類は除く。
- ※ 補助対象品目は、原則として上表に掲げるものとするが、第3条に規定する用に供するもので、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- ※ 消防法等関係法令により設置が義務付けられているものについては交付対象としない。

担任		
----	--	--

第1号様式

## 防災資器材購入補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

自主防災組織名 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

代表者役職・氏名 (役職) \_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

本年度において、次のとおり防災資器材の購入を計画しましたので、補助金の交付を申請します。なお、本件防災資器材は、消防法等関係法令に基づく設置義務のあるものではなく、自主防災活動に供するため購入するものです。

1 町内会・自治会等の名称 \_\_\_\_\_

2 自主防災組織の構成世帯数 \_\_\_\_\_ 世帯

3 購入予定総額 \_\_\_\_\_ 円

4 補助申請金額 \_\_\_\_\_ 円

5 添付書類 (1) 自主防災組織の編成表  
(2) 防災資器材購入品目一覧表  
(3) 見積書等(写)

6 本申請の連絡先 氏名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

※ 他の自主防災組織と連名で申請を行う場合は、本申請書のほか、「防災資器材購入補助金連名申請申出書(第2号様式)」を併せて提出してください。

なお、連名申請の場合は、本様式には代表となる自主防災組織に係る情報を記入してください。

備考

暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

## 防災資器材購入補助金 連名申請申出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

連名申請に係る代表の  
自主防災組織名 \_\_\_\_\_

代表者役職・氏名 (役職) (氏名) 印

年 月 日付けで申請いたしました防災資器材購入補助金の交付について、次のとおり連名での申請としたいので申し出ます。

(代表以外の自主防災組織)

自主防災組織名	
代表者住所	
代表者役職・氏名	(役職) (氏名) 印
電話	
町内会・自治会等の名称	
自主防災組織の構成世帯数	
添付書類	自主防災組織の編成表
本申請の連絡先	氏名 電話

備考

暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。



(継続用紙)

自主防災組織名	
代表者住所	
代表者役職・氏名	(役職) (氏名) 印
電話	
町内会・自治会等の名称	
自主防災組織の構成世帯数	
添付書類	自主防災組織の編成表
本申請の連絡先	氏名 電話

自主防災組織名	
代表者住所	
代表者役職・氏名	(役職) (氏名) 印
電話	
町内会・自治会等の名称	
自主防災組織の構成世帯数	
添付書類	自主防災組織の編成表
本申請の連絡先	氏名 電話

## 防災資器材購入補助金交付決定通知書

川崎市指令 第 号  
年 月 日

川崎市

様

年 月 日付けで申請のありました川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金につきましては、川崎市自主防災組織資器材購入補助金要綱の規定に基づき、次の条件をつけて交付することを決定しましたので通知します。

1 交付金額 円

連名申請の場合の内訳

2 上記1の額が申請書の補助申請金額と異なる場合はその理由

川崎市長

印

(補助金交付の条件)

- この補助金は、申請のあった防災資器材の購入のためにのみ使用すること。
- 防災資器材を購入したときは、速やかに防災資器材購入報告書(第7号様式)を提出すること。
- 補助金を上記1以外の目的に使用したとき又は書類の記載事項に虚偽不正の行為が認められたときは、補助金の全部又は一部を返還すること。
- その他 ( )

## 防災資器材購入補助金不交付決定通知書

川崎市指令 第 号  
年 月 日

川崎市

様

年 月 日付けで申請のありました川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金の交付につきましては、次のとおり不交付と決定しましたので通知します。

川崎市長

印

交付しない理由

担任		
----	--	--

第5号様式

## 防災資器材購入補助金交付申請取下届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

自主防災組織名 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

代表者役職・氏名 (役職) \_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

年 月 日付け川崎市指令 第 号により交付決定通知のあった川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金について、当該補助金の交付の決定の内容又は交付の決定に付された条件のうち、次に掲げる事項について不服があるので、川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱第7条第2項に基づき補助金の申請を取り下げます。

不服のある交付の決定の内容又は交付の決定に付された条件	理由

(連名申請の場合に使用)

自主防災組織名 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

代表者役職・氏名 (役職) \_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

代表となる自主防災組織以外の自主防災組織の確認欄

自主防災組織名 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

代表者役職・氏名 (役職) \_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

備 考

担任		
----	--	--

第6号様式

## 防災資器材購入補助金交付変更申請書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

自主防災組織名 \_\_\_\_\_  
 代表者住所 \_\_\_\_\_  
 代表者役職・氏名 (役職) \_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_  
 電 話 \_\_\_\_\_

本年度において、次のとおり防災資器材の購入計画を変更しましたので、申請します。

品 目	変 更 前		変 更 後	
	数量	金 額	数量	金 額

(連名申請の場合に使用)  代表となる自主防災組織以外の自主防災組織の確認欄	自主防災組織名 _____ 代表者住所 _____ 代表者役職・氏名 (役職) _____ (氏名) _____ 印 _____
	自主防災組織名 _____ 代表者住所 _____ 代表者役職・氏名 (役職) _____ (氏名) _____ 印 _____
備 考	

担任		
----	--	--

第7号様式

## 防災資器材購入報告書

年 月 日

(宛先)川崎市長

自主防災組織名 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

代表者役職・氏名 (役職) \_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

年 月 日付け川崎市指令 第 号により交付の決定を受けた防災資器材購入補助金について、次のとおり防災資器材を購入しましたので、領収書(写)等を添えて報告します。

品 目	数 量	金 額(円)	保管場所
合 計		円	

※ 領収書は、品目、数量及び金額が記載されたものを添付すること。領収書に品目、数量及び金額の記載がない場合は、それらが記載されている購入業者が発行した書類を添付すること。

(連名申請の場合に使用)  代表となる自主防災組織以外の自主防災組織の確認欄	自主防災組織名 _____ 代表者住所 _____ 代表者役職・氏名 (役職) _____ (氏名) _____ 印 _____
	自主防災組織名 _____ 代表者住所 _____ 代表者役職・氏名 (役職) _____ (氏名) _____ 印 _____
備 考	







# 防災資器材購入補助金交付額確定通知書

川 第 号  
年 月 日

川崎市

様

年 月 日付け川崎市指令 第 号により交付決定した川崎市自主防災組織防災資器材  
購入補助金について、次のとおり交付額を確定しましたので通知します。

交付確定金額 \_\_\_\_\_ 円

連名申請の場合の内訳

川崎市長

印

担任		
----	--	--

第9号様式

## 防災資器材購入補助金（概算）交付請求書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

自主防災組織名 \_\_\_\_\_  
 代表者住所 \_\_\_\_\_  
 代表者役職・氏名 (役職) \_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_  
 電 話 \_\_\_\_\_

年 月 日付で交付が決定されました川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金について、次のとおり交付を請求します。

1 補助金請求金額 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

金融機関名	銀行							支店
預金種別	1 普通 2 当座		口座番号					
口座名義 (受取人)	フリガナ							
	名 義							

3 委任状(請求人と受取人が違う場合は記入が必要となります。)

委任者 自主防災組織名 \_\_\_\_\_  
 代表者住所 \_\_\_\_\_  
 代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

私は、次の者を代理人に定め、川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金の受領に関する権限を委任します。

受任者 団体名 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

※振込先の通帳の写し(表紙と表紙裏面(カナ氏名・支店名等が記載されている面))を添付して下さい。  
 ※口座名義(受取人)は正確に記入して下さい。

